

配偶者等からの暴力のない社会の実現をめざして



配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する基本計画

富山県 DV 対策基本計画

ダイジェスト版
第4次

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり決して許されるものではありません。

富山県では、男女が互いの人権を尊重し配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して令和3年3月「富山県DV対策基本計画（第4次）」を策定しました。

DVの定義

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある人からの「暴力」をいいます。

DVの本質は、相手を支配するための手段として暴力を使うことです。DVにおける暴力とは、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけではなく、精神的な暴力なども含まれます。

▶ 身体的暴力

- 殴る
- 蹴る
- 物を投げつける
- 首を絞める など



▶ 精神的暴力

- 大声でどなる
- 何を言っても長期間無視し続ける
- 交友関係や電話、メール等を監視・制限するなど



暴力の形態

▶ 経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 外で働くことを妨害する
- 金銭的な自由を与えない など



▶ 性的暴力

- 性行為の強要
- 見たくないポルノ雑誌等を見せる
- 避妊に協力しない など



これってDV？ チェックリスト



Check!

DV編

- 何を言っても無視して口をきかない
- あなたが両親や友達と付き合うのを嫌がる、制限する
- あなたの外出先を制限する
- 「だれのおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性なし」とか言う
- あなたが大切にしているものをわざと壊したり捨てたりする
- 家に生活費を入れない
- 大声でどなる
- 殴るふりをするなどして、あなたに命の危険を感じるような恐怖を与えることがある
- あなたを叩いたり、蹴ったり、突き飛ばしたりする
- 物を投げつける、壊す
- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- パートナーがいなくなるとなぜかホッとする

Check!

デートDV編

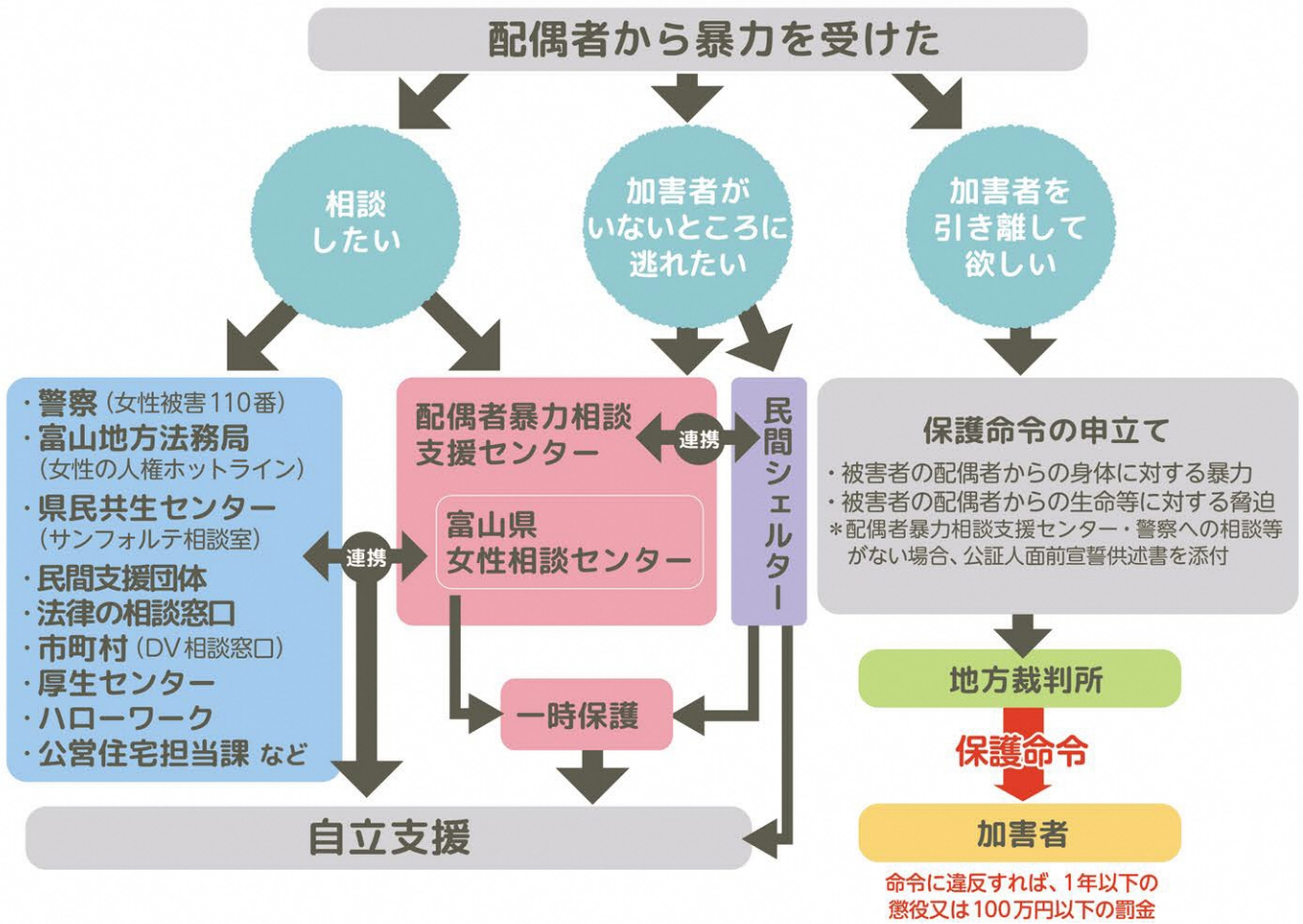
- 「別れるなら死ぬ」と脅す
- 異性との会話を許さない
- 電話にでなかつたり、メールをすぐに返信しなかつたりすると怒る
- あなたの服装や持ち物に細かく口を出してくる
- あなたをバカにしたり命令するような口調でものを言ったりする
- 自分との予定を優先させないと不機嫌になる
- 携帯電話の着信履歴やメールなどをチェックする
- デート費用を全く払わない
- あなたの気が進まないことを無理にさせようとする
- いつも相手の機嫌が気になる、相手を怖いと思うことがある

ひとつでも当てはまったら

要注意!

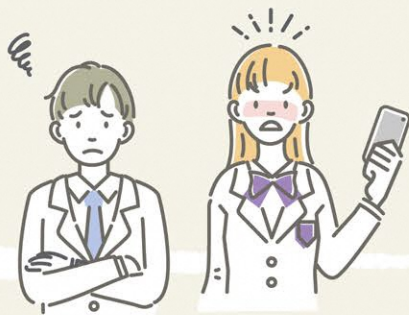
二人の関係をもう一度見直してみませんか。

被害者支援の流れ



Column

恋人間でも起こる「デートDV」を知っていますか？



DVは決して夫婦間等だけの問題ではなく、恋人の間でも同じような暴力が起こっています。たとえば、携帯電話を勝手にチェックする、「別れるなら自殺する」と脅す、友人関係を制限して孤立させることなどがあります。

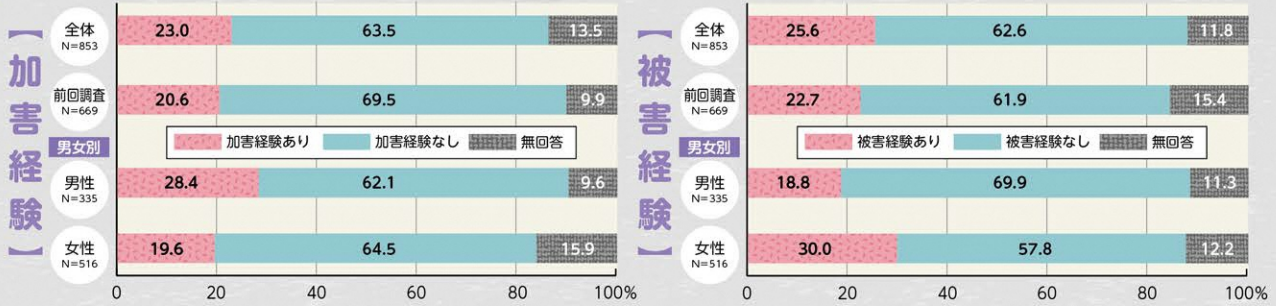
「面前DV」が子どもに与える影響は？

子どもの前でDVを行うことは、直接子どもに対して向けられた行為でなくても、児童虐待であるとされています。暴力を感情表現や問題解決の手段として学習してしまうこともあり、DVが子どもの成長にも深刻な影響を与えていると言われています。



富山県におけるDVの現状

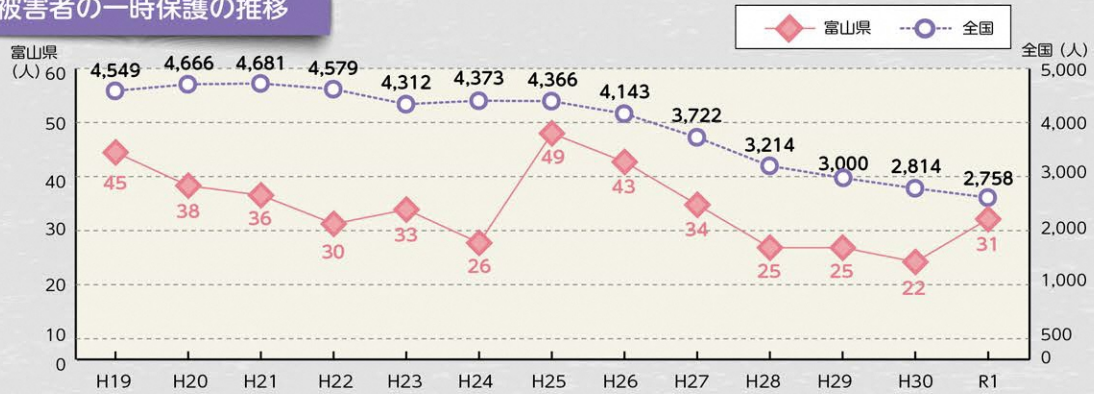
配偶者・パートナーへの加害経験・被害経験



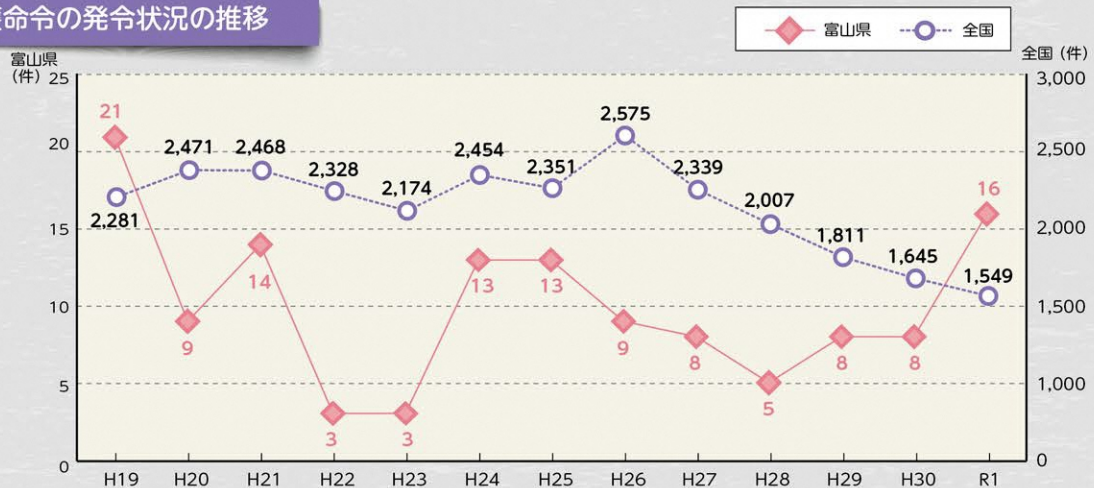
DVに関する相談件数の推移



DV被害者の一時保護の推移



保護命令の発令状況の推移



計画の性格と役割

- (1) DV 防止法第 2 条の 3 の規定に基づく富山県の基本計画です。
- (2) 富山県民男女共同参画計画の他、子育て支援、人権、児童虐待、福祉、教育などの分野との連携を図ります。
- (3) この計画の趣旨を踏まえ、市町村、関係機関、関係団体等の主体的な参画と、県と連携した積極的な取組みを期待するものです。
- (4) 県民に対しては、計画の推進について理解と協力を期待するものです。

計画期間

令和 3 年度から 7 年度までを計画期間とします。

基本理念

- (1) DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- (2) 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること
- (3) 被害者の子ども等も保護・支援の対象であること
- (4) DV の防止並びに被害者の適切な保護及び自立に向けた切れ目のない支援は国、県、市町村の責務であること
- (5) 施策の推進にあたっては、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働が不可欠であること

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の基本目標と今後の方策

基本目標

I



暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

DV のない社会をつくるには、男女が互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していく必要があります。

重点目標 1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

- ① 正しい DV 理解の促進と予防のための教育・啓発の実施
 - 「とやまパープルリボンキャンペーン」の展開
- ② 家庭・地域・職場等における啓発
 - 男女共同参画推進員制度の活用及び民生委員・児童委員、人権擁護委員、民間団体、男女共同参画チーフ・オフィサーとの連携

重点目標 2 若年層への教育・啓発の強化

- ① 小学校・中学校・高等学校等における教育・啓発
 - 児童生徒等へのデート DV やコミュニケーションを学ぶ出前講座の実施
- ② 民間団体との連携
 - 民間団体との協働による小・中学校・高校・大学等への出前授業(講座)の実施
- ③ デート DV 防止のための啓発
 - 中学・高校生向けリーフレットによる予防啓発
- ④ SNS 等を活用した DV 予防教育・啓発等の実施

重点目標 3 調査研究への取組み

- ① 男女間における暴力に関する調査の実施
 - 男性や性的少数者の被害者への支援のあり方の検討
- ② 加害者対策への取組み





通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備

被害者が相談の機会を失せず、迅速に問題解決につなげていくためには、発見・通報に関する体制を整備するとともに、身近な相談窓口の設置など相談体制の充実が必要です。

重点目標 4 発見・通報等に関する体制整備

- 1 DV 発見・通報のための周知
 - 通報することの重要性についての周知
- 2 民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ
- 3 児童相談所等との連携
 - 児童相談所と女性相談センターとの連携強化
 - 女性相談センターに児童虐待防止対応コーディネーターを配置
- 4 医療関係者への周知

重点目標 5 通報への適切な対応

- 1 被害者と同伴家族の緊急時における安全確保
 - 関係機関の連携による一時保護などの安全確保
- 2 配偶者暴力相談支援センターにおける対応
 - 緊急の保護に対応できるように警察との一層の連携
- 3 警察における対応
- 4 関係機関の連携による対応
- 5 教育機関・医療機関における対応
 - 被害者の早期発見・通報に資する被害者対応マニュアルの配付

重点目標 6 相談体制の充実

- 1 身近な地域での相談窓口の充実
 - 市町村の相談体制の整備
- 2 女性相談センターの相談機能の強化
 - 市町村、福祉事務所、医療機関等との連携強化
- 3 警察の相談体制の充実

- 4 男性や性的少数者からの相談体制の整備
- 5 多様な相談窓口の情報提供と周知の強化

重点目標 7 職務関係者等の能力向上への取組み強化

- 1 相談窓口職員の研修の充実
 - 相談窓口職員への基礎及び実践研修の実施
- 2 相談員のメンタルヘルスケアの充実
- 3 職務関係者等に対する研修

重点目標 8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実

- 1 支援情報の提供
 - 多言語による相談窓口紹介カードの配布
- 2 相談体制の充実
 - 配偶者暴力相談支援センターと高齢者・障害者及び外国人にかかる相談窓口との連携強化
- 3 高齢者世帯等への見守り体制の構築
 - 高齢者世帯等に対する見守りへの支援



安全な保護体制の構築

被害者の保護にあたっては、何よりも被害者の安全確保が重要であり、被害者を加害者の暴力から緊急に避難させ、安全な場所で保護し、適切な支援を行って行くことが必要です。

重点目標 9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備

- 1 女性相談センターにおける一時保護体制の充実
 - 児童相談所など関係機関との連携による適切な保護
- 2 医学的・心理学的ケアの充実
- 3 保護命令の通知を受けた場合の安全確保
 - 配偶者暴力相談支援センターと警察の連携強化
- 4 多様なニーズに対応した一時保護体制の構築
 - 民間シェルターとの連携による支援の実施
- 5 広域連携の推進
 - 県域を越えた情報交換や連携促進

重点目標 10 心身の健康回復に向けた支援

- 1 カウンセリングや特別相談の実施
 - 弁護士や臨床心理士による特別相談の実施
- 2 女性相談センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施
 - 精神的ケアのための医療機関等とのネットワーク整備
- 3 自助グループの活動支援
 - 被害経験者同士による情報交換、交流活動への支援

重点目標 11 子どものケア体制の充実

- 1 子どもの支援のための体制づくり
 - 児童相談所との連携による心理療法の実施
- 2 子どもの学習支援及び安全確保
 - 一時保護所における学習機会の提供





被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

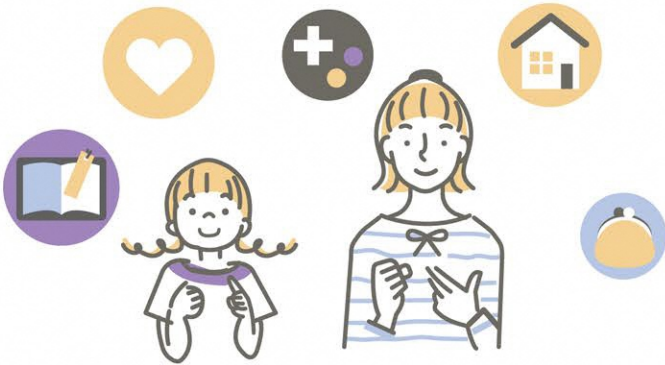
多くの被害者が、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの保育・就学の問題、離婚等に係る法的問題、心的外傷後ストレス障害等、複数の課題を同時に抱えており、自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携した切れ目のない支援体制を強化することが必要です。

重点目標12 関係機関との連絡調整

- ① 手続きの一元化等
 - 市町村における関係部局の連携促進等による手続きの円滑化
- ② 被害者等に係る情報の保護
 - 関係機関における個人情報保護の徹底
 - マイナンバー制度等における被害者への情報提供や手続きの支援

重点目標13 生活基盤確立のための支援

- ① 各種法制度の情報提供等の充実
- ② 法的な手続きについての支援
 - 女性相談センター、法テラス、県弁護士会等での法律相談
- ③ ひとり親家庭の自立支援
 - ひとり親家庭への情報提供と自立や就業の支援
- ④ 被害者の子どもに対するサポートの充実
 - 配偶者暴力相談支援センターと教育委員会、学校、市町村、保育所等の連携
- ⑤ 就業支援の充実
- ⑥ 住宅の確保に向けた支援
 - 公営住宅の優先入居に係る手続き支援



関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

様々な事情を抱えている被害者の立場に立って、多様な関係機関等が切れ目のない支援を行うことが必要です。

重点目標14 地域における取組みの強化

- ① 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
- ② 市町村基本計画策定の推進
- ③ 身近な地域での相談窓口の充実（再掲）
- ④ 市町村における DV 理解の啓発と相談体制強化に向けた支援
- ⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力

重点目標15 関係機関の連携協力体制の強化

- ① 富山県 DV 対策連絡協議会の充実
- ② 配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備
- ③ 配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の推進
- ④ 関連する地域ネットワークとの連携協力
- ⑤ 県と市町村との役割分担・相互協力（再掲）
- ⑥ 他の都道府県との連携
- ⑦ その他の関係機関との連携強化

重点目標16 民間団体との連携・協働の充実

- ① 民間団体との連携と協働
- ② 民間団体等への支援の強化
 - 民間団体が実施する DV 防止啓発活動等への支援

重点目標17 苦情処理体制の整備

- 被害者からの苦情に迅速かつ的確な処理が行えるよう苦情処理体制を確立



DVに関する相談窓口一覧

◇女性相談センター

名称	電話	備考
女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	076-465-6722 または#8008* ※県内からかけた場合	来所：月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み) 電話：毎日 8:30～22:00 ※来所の前にお電話ください

◇その他の相談窓口

名称	電話	備考
警察 (警察相談ダイヤル) ※緊急時には110番通報	076-442-0110 または#9110	月～金曜日 8:30～16:30 (祝日及び年末年始は休み)
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	076-471-7879 または#8891	24時間 365日対応
県民共生センター (サンフォルテ相談室)	076-432-6611	火～土曜日 9:00～16:00 (祝日及び年末年始は休み)
富山地方法務局 (女性の人権ホットライン)	0570-070-810	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
女綱 (なづな) ホットライン	076-491-1081	月曜日 10:00～15:00 / 木曜日 18:00～21:00 (年末年始は休み) メール相談 (随時) : naduna2000@gmail.com
ウィメンズカウンセリング富山	080-3045-2176	面接は随時 ※予約必要、有料 (予約受付 月～金曜日 10:00～17:00) (祝日及び年末年始は休み)

◇市町村 (DV相談窓口)

名称	電話	備考
富山市男女共同参画推進センター	076-433-2210 (DV相談専用)	月～金曜日 10:00～18:15 (Ciビル休館日、祝日及び年末年始は休み) ※面接相談は予約必要
高岡市男女平等推進センター相談室 (配偶者暴力相談支援センター)	0766-20-1811	月・火・水・金曜日 9:30～16:30 木曜日 14:00～20:00 (第4月曜日、祝日及び年末年始は休み) ※面接相談は予約必要
射水市地域振興・文化課	0766-51-6622	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
魚津市市民相談窓口	0765-23-1003	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
氷見市市民課相談窓口	0766-74-8019	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
滑川市教育委員会生涯学習課	076-475-2111 (代表)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
黒部市教育委員会生涯学習文化課	0765-54-2764	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
砺波市家庭児童相談室	0763-33-1120	月～金曜日 8:30～17:00 (祝日及び年末年始は休み)
小矢部市家庭児童相談室	0766-67-3450	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始は休み)
南砺市女性・こども相談室	0763-23-2026	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始は休み)
舟橋村総務課	076-464-1121 (代表)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
上市町教育委員会事務局	076-472-1111 (代表)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
立山町健康福祉課	076-462-9954	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
入善町保険福祉課	0765-72-1841	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
朝日町教育委員会事務局	0765-83-1100 (代表)	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)

◇法律の相談窓口

名称	電話	備考
法テラス富山 (DV等被害者法律相談援助)	0570-078351 050-3383-5480	※予約必要、収入・資産が一定額以上の場合には有料 月～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始は休み)
富山県弁護士会 (ストーリー・DV電話相談)	076-421-4811	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日及び年末年始は休み) ※予約必要 (予約受付後、2営業日以内に担当弁護士から電話連絡があります。)

◇児童相談所

名称	電話	備考
富山児童相談所	076-423-4000	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
高岡児童相談所	0766-21-2124	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は休み)
児童相談所虐待対応ダイヤル	189 ※お近くの児童相談所につながります	24時間 365日対応

◇家庭児童相談室

名称	電話	備考
新川厚生センター家庭児童相談室	0765-52-1233	月～金曜日 9:30～16:30 (祝日及び年末年始は休み)
中部厚生センター家庭児童相談室	076-472-6671	月～金曜日 9:30～16:30 (祝日及び年末年始は休み)

富山県知事政策局 働き方改革・女性活躍推進室 女性活躍推進課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL: 076-444-3257 FAX: 076-444-3479
ホームページ <https://www.pref.toyama.jp/101703/kurashi/kyousei/jinken/kj00016594.html>

